令和８年度　ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議　議事概要

1　開催日時：令和８年５月 20 日（水）　午後２時 30 分から午後４時まで
2　開催場所：県庁４階講堂
3　出 席 者：別紙のとおり
4　議　　事

(1)　沖縄県内の犯罪情勢について

ア　資料１に基づき事務局（警察本部生活安全企画課）にて説明。
イ　出席者から次の発言があった。

【委員からの発言】
・ニュース等で頻繁に目にする「匿名流動型犯罪グループ（トクリュウ）」が体感治安の不安を煽っているが、沖縄県内での件数や実態、対応のアドバイスはあるか。

【事務局の回答】
・SNS 等をツールとして姿が見えない形で犯罪に及ぶグループ。県内でも検挙例の中にトクリュウが関与した実態はあるが、手元に具体的な数字はない。未解決の特殊詐欺や、県外で発生している闇バイトによる強盗事件などの多くにトクリュウが関与しているとみられている。

(2)　ちゅらうちなー安全なまちづくり推進事業「令和７年度事業実施報告」及び「令和８年度事業計画（案)」について

ア　各専門部会ごとに資料２－①、２－②に基づき事務局が説明を行った。
イ　出席者から次の発言があった。

（１）【予算記載および防犯住宅の周知について】

a　資料 2-2 の 57 ページにおいて、令和８年度の予算額が空欄になっているが問題ないか。
b　65 ページの「防犯モデル共同住宅登録事業の推進」について、建築業界として各団体へ周を諮っていきたい。

【事務局の回答】
a　予算額の空欄は調査・資料作成時点で金額が未確定であったための確認不足であり、事業自体は継続予定（持ち帰り再確認する）。
b　防犯モデル共同住宅の周知については、今後しっかりと周知できるよう図っていく。

【補足】
【(１)に対する回答】
a　不法投棄監視カメラ貸出事業は、必要に応じて消耗品費で購入するため、固定の予算はありません。また、市町村産廃対策支援事業については事業規模に応じて補助金額が変動し、事業完了後の「実績額」をもって確定します。そのため、本資料作成時点では予算額が未定であり、当該欄は空欄としています。

b　公益財団法人沖縄県防犯協会連合会へ情報を共有した。

（２）【少年たちの暴走行為の実態と対策】

a　資料 24 ページの暴走行為に関する検挙グループ数が「0」となっている。昔ながらの固定された暴走族グループではなく、SNS で時間と場所をシェアしてゲリラ的に集まる少年たちの集団暴走の実態や、それに対する対応・対策はどうなっているか。

【事務局の回答】

SNS で集まるゲリラ的な暴走行為の実態は確認している。ただし、具体的な詳細や対策については関係部署（県警等）に一度持ち帰り、確認させていただきたい。

【補足】

【(２)に対する交通指導課からの回答】

平成 11 年の警察庁通達による認定基準に該当する固定化された暴走族グループは減少しており、検挙グループ数「0」の背景となっています。

しかし、SNS を起点とする流動的な暴走行為は頻発しており、県警察では以下の実態把握と対策を進めています。

（実態）

インスタグラムやライン、X等の SNS で呼びかけ、見知らぬ者同士が現場共謀して一時的に集結するゲリラ的な集団暴走（二輪・自転車暴走族、ドリフト族、旧車会、ナイトツーリング族など）が頻発し、110 番通報が増加しています。

（対策）

白バイ等による夜間取締りのほか、ビデオカメラによる採証活動で事後捜査による徹底検挙を推進しています。また、SNS アカウントの特定による事前情報の把握、交通安全教育指導員の面談等を通じた交友関係の調査などの情報収集を徹底しています。

（３）【資料の変更点および留学生への支援について】

a　資料内の赤字の意味は何か。

b　学校に通いながらアルバイトをしている外国人が不安を抱えて自殺してしまうような悲しい事案を聞いた。安全安心なまちづくりの一環として、こうした外国人へのケアはできないか。

【事務局の回答】

a　赤字は事前に配付した資料に変更があった箇所を分かりやすく示したものである。

b　外国人（留学生など）の抱える不安や悩みへの対応は個別の状況により所管が異なるが、県や国、市町村で各種相談窓口（若者向け、犯罪被害者支援等）のリーフレット配布やホームページ案内を行っているため、そうした窓口をぜひ案内・活用していただきたい。

（４）【防犯カメラ設置促進について】

a　防犯カメラの設置を警察行政が率先して整備する視点や、モノレール駅・自転車置き場などの道路上（道路管理者管轄）への設置について、当推進会議から道路管理者（国・県・市町村）へ働きかけを行えないか。

【事務局の回答】

a　防犯カメラの設置は犯罪抑止や事件解決に高い効果を上げていますが、警察による常設はプライバシーの観点から一時的・限定的な運用に留まっています。今後は安全安心なまちづくりのため、自治体とも知見を共有し協働しながら、通学路など真に必要な場所への

設置促進に取り組んでまいります。

（５）**通学路における交通安全確保**

a　合同通学路点検等を行っているが、県全体として横断歩道や中央線の白線が消えかかっている場所が非常に多い。要望は出しているが予算や優先順位の都合で進まない通学路付近の横断歩道等の白線塗り直しについて、優先度を上げて対応してほしい。

【事務局の回答】

a　いただいた貴重な意見を、県警の道路交通担当部署へしっかりと伝達する。

【補足】

【(２)に対する交通規制課からの回答】

a　横断歩道等の塗り直しは交通量や事故状況等を勘案し計画的に進めていますが、通学路の安全確保は極めて重要であると認識しています。そのため、「合同通学路点検」の結果や要望を踏まえ、他対策との連携も考慮しながら、優先度を上げて早期の塗り直しに努めてまいります。

（３）　令和７年度の事業実施報告及び令和８年度事業計画案については、全員一致で承認された。

令和８年５月２０日

沖縄県生活福祉部　生活安全安心課